

資料 5

指定介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備について

1. 介護サービス事業者における業務管理体制の整備

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者(以下「事業者」という。)は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

令和3年4月1日から福島県が届出先となっていた事業者のうち、事業所が福島市内のみに所在する事業者の業務管理体制の整備に係る届出先が福島県から福島市へ変更となりました。

なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。



【届出先】※令和3年4月より(下線部追加) (みなし事業所(※1)を除く)

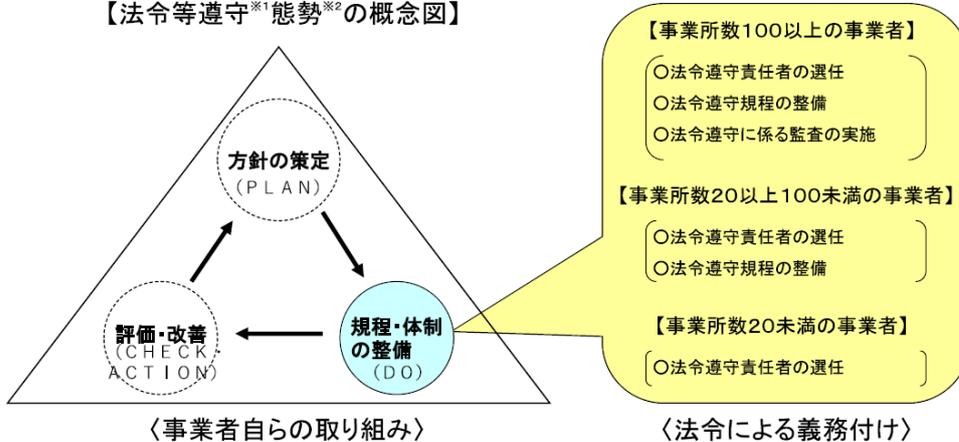
区分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ <u>指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)</u>	<u>中核市の長</u>
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれないものである。

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く(届出先は⑥都道府県知事のまま)

【法令等遵守^{※1}態勢^{※2}の概念図】



※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取り組みを指している。

2. 介護保険事業者における業務管理体制の届出について

(1) 届出内容等

業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

- 事業者の名称又は氏名
- 事業者の主たる事務所の所在地
- 事業者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名
- 法令遵守責任者の氏名、生年月日
- 法令遵守規程の概要(事業所等の数が 20 以上の事業者に限る)
- 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所等の数が 100 以上の事業者に限る)

届出事項に変更があった場合・・・

届出事項に変更があった場合も変更届出書の提出が必要ですが、下記の場合は届出不要です。

- 事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合
- 法令遵守規程の字句の修正等、体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合

事業所等の指定又は許可により届出先の区分が変更になる場合・・・

変更前の届出先及び変更後の届出先の双方に届出を行う必要があります。

(2) 提出方法

厚生労働省の「業務管理体制の整備に関する届出システム」により、電子申請でご提出ください。

【業務管理体制の整備に関する届出システム URL】

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

※「業務管理体制の整備に関する届出システム」の操作方法については、下記 URL より操作マニュアルをダウンロードのうえ、ご確認ください。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/fukushi-kansa/kenko/fukushi/jigyosha/shinsekoshin/1332.html>

(3) 提出先

担 当 : 福島市 健康福祉部 福祉監査課
住 所 : 〒960-8601 福島市五老内町3番1号
T E L : 024-597-6468

3. 介護保険事業者における業務管理体制の確認検査

業務管理体制整備に関する届出先となっている行政機関は、次の検査によって、これらの整備が適切に行われているかを検査し、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることとされています。

(1)検査の種類

一般検査・・・届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するため定期的に実施
特別検査・・・指定介護サービス事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に実施

(2)検査の方法

対象事業所においては、運営指導時の事前提出資料と併せて「業務管理体制の届出に関する報告書」(様式は市ホームページに掲載)をご提出していただき、福祉監査課において確認します。

福島市では、次のとおり原則一般検査を行うこととしています。

◆時 期 運営指導と併せて実施

◆方 法 対象となる事業者事前に通知し、次のとおり実施します。

- 1.書面検査
- 2.聞き取り調査(1において不備があった場合)
- 3.立入検査(2において改善が見込まれない場合)

◆内 容

- 法令遵守責任者の立場、役割や業務内容、全職員への周知状況
- 法令遵守マニュアルの策定状況、全職員への周知状況
- その他法令遵守の取り組み状況 など

■福島市ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 福祉・介護 > 介護・福祉サービス事業者 > 介護事業者の皆様へ > 業務管理体制の整備について

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/fukushi-kansa/kenko/fukushi/jigyosha/shinsekoshin/1332.html>

(参照条文)介護保険事業者における業務管理体制の整備について①

(業務管理体制の整備等) *下線部は令和3年4月1日施行分

第百十五条の三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第七十四条第六項、第七十八条の四第八項、第八十一条第六項、第八十八条第六項、第九十七条第七項、第百十五条の四第六項、第百十五条の十四第八項又は第百十五条の二十四第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事

二 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの 当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事

三 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在するもの 指定都市の長

四 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所在するもの 中核市の長

五 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

六 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が三以上の地方厚生局の管轄区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4 前二項の規定による届出を行った介護サービス事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(参照条文)介護保険事業者における業務管理体制の整備について②

介護保険法施行規則（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十六号）

第九節 業務管理体制の整備

(法第百十五条の三十二第一項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の三十九 法第百十五条の三十二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が一以上二十未満の事業者 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。

二 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が二十以上百未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が百以上の事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第百四十条の四十 介護サービス事業者（法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が二十以上の事業者の場合に限る。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が百以上の事業者の場合に限る。）

2 介護サービス事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第百十五条の三十二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

3 介護サービス事業者は、法第百十五条の三十二第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るときは、厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るときは、厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

(参照条文)介護保険事業者の業務管理体制の確認検査

(報告等)

- 第百十五条の三十三** 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、**報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の当該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。**
- 2 厚生労働大臣又は前条第二項第二号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長(以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。)と、前条第二項第一号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。
- 3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は同条第二項第二号に定める都道府県知事に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は同条第二項第一号若しくは第二号に定める都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。
- 5 第二十四条第三項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

- 第百十五条の三十四** 第百十五条の三十二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)が、同条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って**適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。**
- 2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を**公表することができる。**
- 3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る**措置をとるべきことを命ずることができる。**
- 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を**公示しなければならない。**
- 5 介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、同項第一号に定める都道府県知事は関係市町村長に対し当該違反の内容を通知しなければならない。